

もしもの大地震に備えるため 耐震改修促進計画を見直し



近年、想定されていなかった地域での大地震が相次いで発生しています。本市は地震による被害が比較的少ない地域ですが、今後、本市の西側にある「沼田一砂川付近の断層帯」や「増毛山地東縁断層帯」を震源とし、最大震度7となる内陸型の大地震の発生が想定されています。

地震が発生した際に、建築物の倒壊などによる被害を最小限にするため「深川市耐震改修促進計画(第2期)」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

もしも冬に最大震度7の大地震が発生したら…市内建物の56.1%が全半壊!?

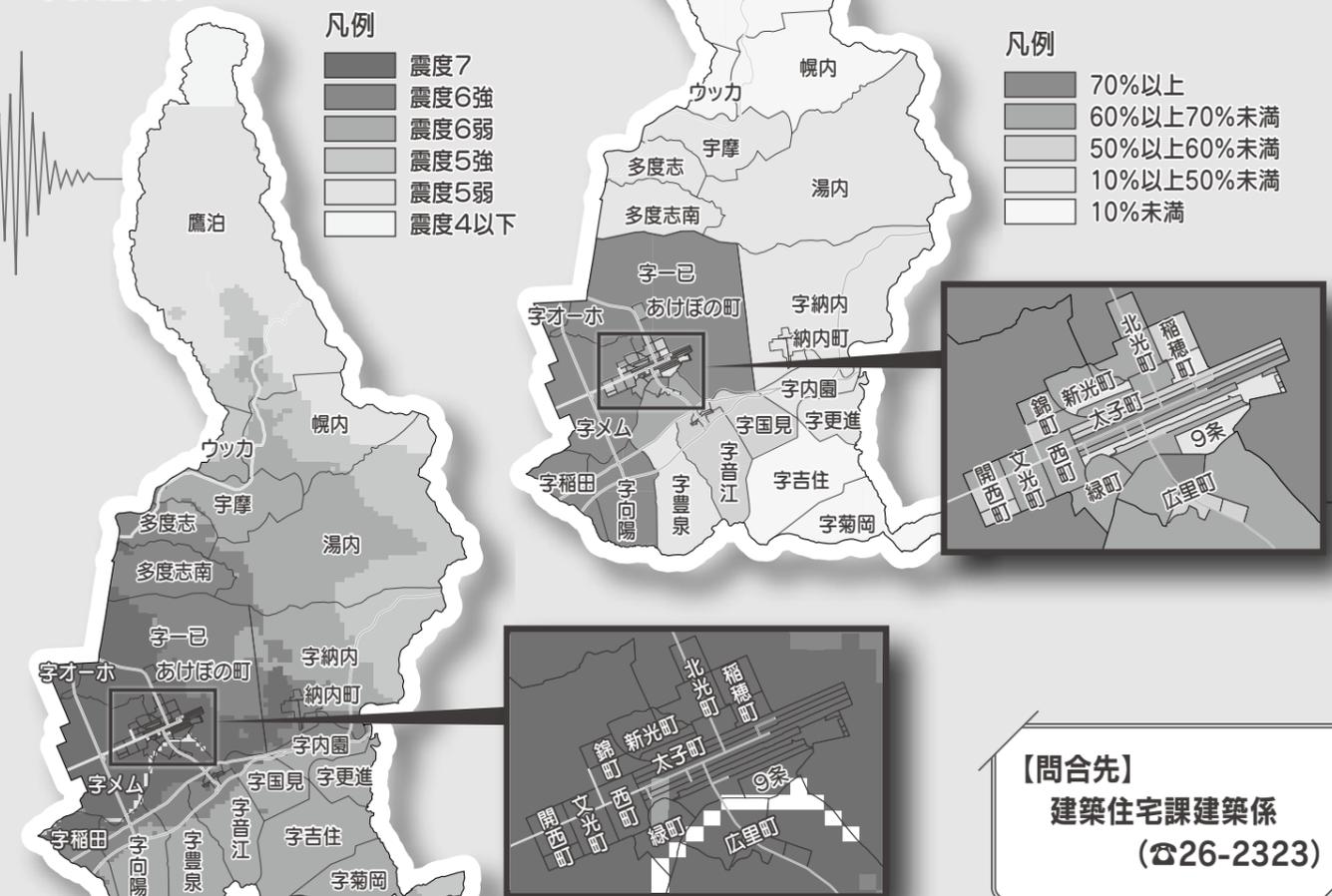
想定地震

地震の種類:内陸型
震源:沼田一砂川付近の断層帯
市内最大震度:7
発生時期:冬(積雪時)

※北海道地域防災計画において想定される地震

揺れやすさマップ

地形や地盤の状況から求めた想定震度を示した図です。



地域の危険度マップ

「揺れやすさマップ」で示した強さの揺れが発生した場合に、建物が全半壊する割合を建物の構造(木造・非木造)と建築年により算出し、地域ごとに危険度として示した図です。震度が同じ場合、木造の建物や古い建物が多い地域ほど危険度が高くなります。※個々の建物の危険度を表したものではありません。

計画見直しの背景と目的

深川市耐震改修促進計画は、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を計画的に促進し、予想される自然災害から市民を守ることを目的に、平成21年に策定しました。

その後、平成23年に発生した東日本大震災などを背景に建築物の地震に対する安全性をより一層向上させるため、国は平成25年に耐震改修促進法を改正し、北海道においても、令和3年に北海道耐震改修促進計画の見直しが行われました。

こうした状況を踏まえ、これまでの本計画の実施状況に関する調査や検証を行い、今後想定される地震災害から市民の生命および財産を守るため、計画の見直しを行いました。

耐震化の現状と目標

計画の期間は、本年度からの10年間としていますが、国や北海道の計画との整合性を図るため、耐震化の目標は、令和7年度と12年度に設定しています。耐震化の促進に取り組むため、各区分ごとの耐震化の目標を次のとおり定めています。



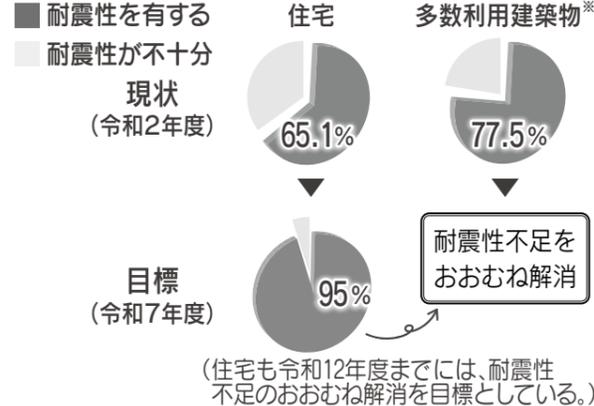
市内建築物の所有者が耐震化を行いやすいよう、環境づくりや支援など、次のとおり取り組みます。

【耐震改修促進のための普及・啓発】
地震に対する市民の意識向上を図るため、地震の被害予測や避難施設などの防災情報を示した「地震ハザードマップ」を公表します。

旧耐震基準で建築された戸建て住宅は築40年以上となり、リフォームする住宅が増えてきていることから、その機会に合わせて耐震改修を促します。

耐震化促進のための主な施策

※多数利用建築物：学校や病院、集会場をはじめとする多くの方が利用する建築物で、政令で定める規模以上のもの



(住宅も令和12年度までには、耐震性不足のおおむね解消を目標としている。)

【耐震化促進のための環境整備】
相談窓口を建築住宅課に設け、耐震診断や改修の手法、助成制度などの支援について、安心して相談できる体制づくりに努めます。

市内の建築士などが耐震化に関する技術的な相談に応じられるよう、各種講習会の受講を奨励するとともに、建物の所有者へ専門技術者の紹介などを行います。

木造住宅に対する無料耐震診断、耐震改修費用への助成制度の活用を図ります。(助成制度の詳細は広報ふかがわ4月号の24ページを確認してください。)

【地震に備えた建築物の安全対策】
周辺環境への安全対策を図るため、老朽空き家などの解体や建て替えを促進します。

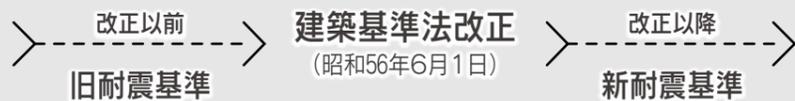
ブロック塀などの安全確保に関する情報発信に努めます。

無料耐震診断を 随時受け付けています

- ◆対象
 - 昭和56年以前に、在来軸組工法か枠組壁工法で建築された木造住宅
 - 2階建て以下で、延べ床面積が500㎡以下
- ◆費用 無料
- ◆その他 診断結果は、住宅の耐震性の目安としてください。詳しくは、建築住宅課へ問い合わせしてください。

昭和56年以前の建築物は耐震性が不十分?

現在の耐震基準の原型は、昭和56年に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前(旧耐震基準)に建てられた建築物は、それ以降(新耐震基準)に建てられた建築物に比べ全半壊率が高くなると想定しています。

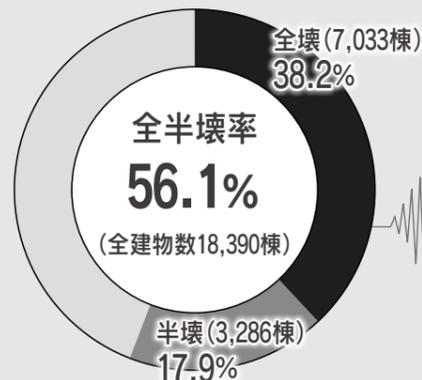


震度5程度で倒壊しないこと。



震度5強程度では、ほとんど損傷しない。震度6強～7程度では、人命に危害を及ぼすような倒壊などの被害を生じないこと。

この地震の揺れによる被害想定



【問合せ先】
建築住宅課建築係
(☎26-2323)